

2023 年 6 月 15 日

学校図書館改革に関する決議

学校図書館議員連盟

学校図書館議員連盟は、2014 年の設立以来、学校図書館法改正による学校司書の法制化の実現をはじめ、学校図書館図書整備等 5 か年計画の継承・発展に努めてきました。しかし、いまなお道半ばにあり、わけても学校図書館運営の中心的な役割を担う学校司書の処遇改善は緊急な課題となっています。6 月 9 日には、民間諸団体の連名で、当議連に対し、「学校図書館改革に関する要望書」が提出されました。私たちは、下記の 6 項目にわたる要望内容の実現に向けて、関係省庁と自治体に働きかけるとともに、国会で審議するなど、必要な手立てを講じて、その実現に努めることを、ここに決議します。

記

- 1) 1 校専任の学校司書配置に必要な財政措置を実施するとともに、学校司書は教職員の一員であるという共通理解を深め、職員会議や研修への参加をうながすこと。
- 2) 各自治体は、学校図書館図書整備等 5 か年計画に基づく地方財政措置（図書資料購入費、新聞購入費、学校司書配置費、図書資料更新費）の予算化を促進し、学校図書館の質的向上を図ること。また、各地方議会においては、図書整備費等に関する予算化の状況を的確に把握し、積極的にその活用を促すこと。
- 3) 非正規の学校司書は、短期雇用の契約、低い賃金、雇い止めなど不安定な勤務状態のもとにあり、その労働条件の抜本的改革に資するため、現状調査を実施すること。
- 4) 対話型 AI「チャット GPT」の急速な普及など、情報環境の激変に対応して、子どもの情報リテラシーを育てるため、新たな図書資料の拡充を促進すること。
- 5) 全国の小・中・高校の図書館に、バリアフリー図書の展示コーナーを設置するほか、特別支援学校の図書資料の整備・充実を促進すること。
- 6) 特別支援学校の図書資料の不足は、障害者サービスに対する知識やノウハウの未熟にあり、読書バリアフリーに必要な知識と技術を習得した学校司書の養成を図ること。

以上